

審査基準整理票

処分名	指定障害児相談支援事業者の指定		
根拠法令名	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）	（条項）第24条の28第1項	
基準法令名	・児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）	（条項） 児童福祉法第24条の28第2項	
所管部署	健康福祉部 福祉指導監査課		
標準処理期間	60日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 指定指定障害児相談支援事業者の指定の基準は、児童福祉法第24条の28第2項において準用する同法第21条の5の15第3項の各号（第4号、第11号及び第14号を除く。）に該当しないこと及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に定める基準を満たすこと。 参考 [根拠法令] 児童福祉法 第二十四条の二十八 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定は、内閣府令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する相談支援を行う者として内閣府令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所（以下「障害児相談支援事業所」という。）ごとに行う。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。